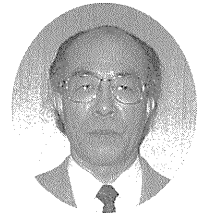


# 消費者ネット ニュース

No. 1

2004.3.26

## ■理事長あいさつ 吉富啓一郎



### ～多数の方々の参集を～

本法人は2003年11月12日、「消費者契約法を考える市民ネットワーク・広島」の設立趣旨と活動を引きつぎ、特定非営利活動促進法にもとづき法人格を取得した市民(消費者)団体です。

ところで、2003年の消費者10大ニュース(国民生活センター、日本消費者協会)は長引く不況を反映してヤミ金・多重債務・架空請求やBSEに代表される食品の安全性などの相談・苦情が多く、件数も増加していると報道されています。一方、消費者行政は従来の「保護される主体」から「自立する主体」としての育成をめ

ざして、「自立支援と環境整備」に向けて方向転換を図ろうとしています。

このような状況の中で、本法人への市民の期待は大きくなっています。そのために更に本法人の会員の裾野を拡大し、行政とのパートナーシップのもと、消費者が事業者への情報力・交渉力の格差を埋め、情報・安全等の主体となっていけるよう啓発・研修等に地道に取り組んで行きたいと考えています。本法人に多数の方々が参集されることを願っています。

### 目次

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 理事長あいさつ                 | 1 |
| 設立総会開催                  | 1 |
| 入学金・授業料<br>返還問題について     | 2 |
| 全国消費者大会に<br>参加しました      | 2 |
| 研修会報告                   | 3 |
| 行事案内<br>4/16広島弁護士会と共催集会 | 3 |
| 他団体主催行事における<br>広島の活動報告  | 4 |
| ここがポイント!<br>～架空請求～      | 4 |

## ■設立総会開催

### NPO消費者ネット広島 設立総会

#### 記念講演

「消費者法とは何か～消費者を守るために～」

講師：NPO法人消費者ネット関西

専務理事 片山登志子氏(弁護士)



2003年7月9日(水)、広島弁護士会館で当ネットの設立総会を開催しました。

1999年9月より活動してきた「消費者契約法を考える市民ネットワーク・広島」を発展的に解消し、より幅広い消費者保護の受け皿としての役割を果たすため、NPOとして新たなスタートをきることを決議しました。

記念講演は、消費者ネット関西 片山登志子専務理事をお迎えし、関西での活動状況についてお話しいただきました。消費者被害の調査・研究・救済・支援事業や連続消費者ゼミ、公開ゼミ等の活発な活動の様子等、「広島もがんばらなくては」と元気の出る内容でした。また、事務局体制の確立、多くの会員が実質的に活動できる仕組み作りなど、NPO活動をすすめる上での課題にも触れていただきました。

## ■ 入学金・授業料返還問題について 長井貴義（理事）

筆者は大学受験の浪人時代、先に合格した私立大学に入学金を支払い（親に払ってもらい）、その後、国立大学に合格したため、私立大学に支払った20万円ほどの入学金が結果として無駄になったという経験がある。

このような経験は多くの人が有しているのではないか。これをおかしい思って返還を求めたのが、最近の一連の訴訟である。

訴訟にあたって有力な「武器」となっているのが、2001年4月1日施行の「消費者契約法」である。ここに「契約の解除にともなう違約金の没収を定めた条項において、その違約金の額が通常よりも高い場合は、その高い部分を無効とする」という内容の条文がある。これを入学金・授業料の問題にあてはめると、募集要項などで「いったん納入された費用は、理由のいかんを問わず返還しません」として全額を没収するのは、違約金として高すぎるので、この募集要項の記載は無効ではないか、ということになる。

このような主張に基づき裁判が行われ、大きく報道された2003年7月16日の京都地方裁判所の判決以降、多くの判決が出されている。

まだそれぞれの地方裁判所で判決が出されている段階で、統一した結論があるわけではないが、一定の傾向は見受けられる。そこには、2つの問題がある。

第1に、消費者契約法が武器となっている、と書いたが、逆に、消費者契約法の適用のない、2

001年4月1日以前の事例では返還が認められていないことである。たしかに消費者契約法の適用があるかないかは大きな違いではあるが、「入学金が返ってこないのはおかしい」という意識は、この法律施行前から生じていたのであるから、それ以前でも返還しないのは、いわゆる「ぼったくり」であり民法90条に反し許されないと考えられる。

第2に、4月1日以前に辞退手続をとっている場合にのみ返金を認めていることである。例えば入学式に出席しなかったために自動的に退学扱いになった人には返金を認めないのである。そもそも「理由のいかんを問わず返還しません」と書かれているのであって、その当時これを信用してしまっただけで何ら手続をとらなかった人は救済されないというのはおかしいと考えられる。

以上の問題をはらみつつ、判決の影響も受けてか、大学も入学金・授業料の納付期限を後にずらしたり、分納を認めるなど対応してはいる。しかし、完全な解決とはなっていない。大学からは、「返金を認めると経営上大きな問題で、授業料が高くなる」という声がある。また、ある私立大学の教授から「俺の給料を減らす気か」と冗談交じりに言われたことがある。

だからといって、実際に授業を受けない人から数十万円の費用を徴収することが相当であるとは到底思えない。受益者負担の原則からすれば、実際に授業を受ける学生が費用を負担するのは当然のことであると個人的には考えるが、どうであろうか。

## ■ 全国消費者大会に参加しました 三好禎子（理事）

個人的には20数年ぶりの参加で、大会そのものの変わり様に戸惑った。

今回は「NPO消費者ネット広島」を代表しての参加であり、全国からの期待も大きいと聞いていたため、緊張すると同時に責任の重さを感じていた。

当日は、前身団体「消費者契約法を考える市民ネットワーク広島」から現「NPO消費者ネット広島」までの立ち上げの経過と併せ、次のことを報告してきた。

「団体訴権の受け皿も担っていけるよう今後も努力し学習の強化も強めたい。消費者ネット広島の特徴として自慢できることは、

①会には、“よってたかって”多彩な人たちが集まっていること。

②広島弁護士会消費者委員会の好意的な協力があること。

③理事、幹事のなかに弁護士、学者、消費生活相談員・アドバイザー、県生協連、行政書士、消費者がいる事もあり、何時でも相談や訴訟等にも応じることができること。

現に入学金返還などで110番の相談も受け、かなりの反響があった。」

消費者法の改正に向け、大会で出された意見や報告を参考にして広島での取り組みに活かしたい。学習会への講師派遣などにも積極的に取り組みたいと思っている。

## ■研修会報告 三村明 (理事)

### ◆研修会1「消費者に役立つ独占禁止法と

改正不当景品類および不当表示防止法」10/15

講師：公正取引委員会近畿中四国事務所中国支所

総務課長 内野雅美氏

独占禁止法や、不当景表法などが消費者保護にかなり有益であることをお教えいただきました。

独占による不当価格や、不当表示については消費者個人でそれに対抗することは困難ですから、法律の整備と適用が非常に重要であると思います。

私たちのような消費者団体が消費者問題の情報の中継点となることによって、円滑な処理に貢献出来るのではないのでしょうか。

### ◆研修会2「特定商取引法早わかり」 11/13

講師：中国経済産業局 消費経済課長 江口知之氏

訪問販売法はクーリングオフなどの手法を認め、情報格差のある消費者の保護に大きな役割を果たしてき、平成12年に特定商取引に関する法律となりました。

しかし現在も「消費者トラブル増加」「高齢者、若年層の被害増加」「販売目的を隠した、執拗・欺瞞的な悪質商法」「個人ビジネス勧誘型のトラブル」「効能効果の誇大説明」「消費者の誤認や過大な期待を狙った勧誘・販売」など問題は多いこととお話いただきました。

個別規制では次々に新たな悪質な商法が出てくるばかりで、もっと根本的・統一的な消費者法が整備されることを期待したいと思います。

行政・NPO等がイコールパートナーとして取り組んでいく必要性についても触れていただきました。

### ◆NPO設立記念講演会 12/13

「消費者法とは何か～消費者を守るために～」

講師：弁護士 山田延廣氏

NPO法人格取得を記念し、講演会を開催しました。我妻正規 広島弁護士会消費者問題対策委員会委員長に、急遽一言ご挨拶をお願いし、NPOという形で消費者自身が積極的にかかわってのネットワークの活動への期待と激励をいただきました。

山田弁護士は、「民法の原理は契約自由の原理であるが、消費者は対等で平等であるだろうか。実質的平等のためには消費者保護の社会法理化が必要である。」「わが国の消費者保護の実情は、後追い規制と消費者行政の分散体制である。」「権利は勝ち取るものであり、消費者は自己責任と権利行使をきちんと認識する必要がある。『権利の上に眠るものは保護されない。』『1つの裁判は、個人の権利を守るだけでなく、それは社会を変えていく礎となり運動である』」など、消費者自身の意識に訴える内容をお話いただきました。



山田延廣弁護士・鳥谷部茂教授(当ネット理事)編著  
『消費者法』¥2,800.

当ネットで数冊預かっております。購入希望の方は、ネットまでご連絡ください。

## 行事案内

## 新しい消費者基本法を考える市民集会

参加無料

～消費者の権利の確立を目指して～

当日直接お越し下さい

日時：2004年4月16日(金) 17:30～19:30

場所：広島YMCA国際文化ホール(広島市中区八丁堀7-11 Tel 082-227-6816)

主催：広島弁護士会・NPO消費者ネット広島

内容：○基調報告 池本誠司氏(日弁連消費者問題対策委員会副委員長)

○劇「明日はわが身か～リローデッド～」

○シンポジウム(パネラー：広島県消費生活室室長、被害者の会代表、弁護士、相談員、消費者)

お問合せ先 ネット事務局  
082-502-3850(生協連)

## ■他団体主催行事における広島の活動報告 岡村信秀（事務局長）

この間、当方に対して下記の日程で発言要請がありました。立場は要請内容により整理させて頂きました。発言の中心は、NPO消費者ネット広島の発足の経過と現状・課題です。その中で、私が強調したのは、①多様な個人や団体が主体的・自発的によってたかって参加・運営する柔軟性の高い組織性が大切、②合意形成をはかるための会議は手を抜かぬこと、③学習・啓発活動は継続が重要、④消費者トラブル問題は未然防止や発生直後のスピーディーな対応が求められるが、情報交換が出来やすい人や何でも本音で話しが出来る

相談相手が近くに存在することがポイントである、⑤また行政や他団体とのネットワーク的連携が相乗効果をもたらす、⑥その意味で消費者問題は地域づくりであるという考え方が必要である、⑦そして最後に財政問題と人材問題の課題について報告しました。

私は、特に9月26日の内閣府主催の会議においては、関係する国会議員の皆様も多数参加しておられたので、「団体訴権を円滑に運用し、財政基盤を確保するために補助制度を創出していくべきだ」と特に強調しました。

| 日時       | 行事名                | 主催       | 立場       |
|----------|--------------------|----------|----------|
| 9/13(土)  | 消費者団体訴訟制度シンポジウム    | 京都弁護士会   | 消費者ネット広島 |
| 9/26(金)  | 消費者問題に関するプロジェクトチーム | 内閣府      | 消費者ネット広島 |
| 11/17(月) | 第42回全国消費者大会        | 実行委員会    | 消費者ネット広島 |
| 12/1(月)  | 全国消費者フォーラム         | 国民生活センター | 広島県生協連   |
| 12/3(水)  | 消費者団体交流会           | 日本生協連    | 広島県生協連   |

## ◆ここがポイント！ ～身に覚えのない請求を受けたことがありますか？～

＜中国経済産業局作成パンフレット『だいじょうぶ？ ころがる坂道 火の車』より＞＊転載許諾済

相談：

「携帯電話に『最終警告』という件名のメールがあったので、なんの事だろうと思って開いたら『あなたが過去に利用して、未収になっている有料サイト利用料の債権譲渡を受け、回収業務を行っています。○月○日15時までに指定銀行口座へ3万円を入金してください。入金なき場合は、自宅または勤め先へ回収担当が伺います。その際は交通費・人件費15万円を加算して請求させていただきますこととなります』という内容で、個人名義の銀行口座が記入してありました。有料サイトを利用した記憶はありませんが、自宅に集金に来るなどの脅し文句に恐怖を感じて支払ってしまいました。以後、違う社名で心当たりのない料金の請求メールが次々に入るようになりました。」

アドバイス：

最近「身に覚えのない請求を受けた」という架空請求のトラブルが多数発生しています。請求の手段は携帯電話のメールのほか、ハガキ、封書、インターネットEメールなどがあります。また、請求元が請求の根拠としている料金は、アダルト情報提供料、出会い系サイト利用料、貸金、資格取得講座契約など様々です。このほか携帯番号だけを表記して、受取人に電話をかけさせるケースもあります。

**架空請求に対しては、支払わないのはもちろん、個人情報情報を漏らさないためにも問い合わせなどは一切行わないようにしましょう。**

## NPO消費者ネット広島

〒730-0014

広島市中区上幟町2-45（長井法律事務所内）

TEL 082-223-3786 FAX 082-223-3787

郵便振替：広島01370-6-8204

ホームページもご覧ください  
[http://www.d1.dion.ne.jp/~mim\\_san/nethiroshima/](http://www.d1.dion.ne.jp/~mim_san/nethiroshima/)

